

西都市社会体育施設 使用料金表

※金額は全て税抜き価格。単位：円

令和4年4月1日 改正

施設	対象	早朝	午前	午後	全日	薄暮	夜間	照明料金等	備考		
		5:00~ 8:30	8:30~ 12:00	12:00~ 17:00	8:30~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 22:00				
西都 原運 動公 園	野球場	一般	960	1,920	2,400	3,840	960	1,440	照明料 2,260 (30分)	西都市大字三宅上の宮地内 両翼 95m 中堅 120m 面積 18,000㎡	
		学生	480	960	1,200	1,920	480	720			
	陸上競技場	一般	内	240	360	480	840	240	用具 360 競技用具一式	1周 400m 8コース 面積 23,000㎡	
			全面	480	720	960	1,680	480			
		学生	120	120	240	360	120				
	テニスコート	一般	300	600	1,000	1,600	400	600	照明料 210 (30分) 120 1コート 使用料	グリーンサンド 6面 面積 7,100㎡	
		学生	200	400	660	1,060	260	400			
	屋内練習場	全面	一般		1,570	2,250	3,820	900	1,350	1,100	規模50m×50m
			学生		780	1,120	1,910	450	670		
		1/2面	一般		1,040	1,500	2,540	600	900	照明料 550 (30分) 270	
学生				520	740	1,270	300	440			
1/4面		一般		520	750	1,270	300	450	270		
		学生		260	370	630	150	220	130		
投球練習場	一般		400	600	1,000	300	400				
	学生		200	300	500	150	200				
クラブハウス (会議・研修室、談話室)	一般		400	500			500	シャワー 300 10分	シャワー、冷暖房機使用料は 別途コインタイマーへ投入		
	学生		200	250			250	冷暖房機 100 1時間			
清 水 台 総 合 公 園	多目的広場	一般	700	1,500	2,500	4,000	1,000		A面野球場の使用は半額 12~4月のB,C面は1.5倍	西都市大字清水松元迫地内 面積 22,000㎡ 駐車場 400台	
		学生	450	750	1,250	2,000	500				
	更衣室・多目的室 (1室)	一般	160	350	500	850	200		シャワー 300 B面10分 C面20分 冷暖房機 100 1時間	シャワー、冷暖房機使用料は 別途コインタイマーへ投入	
		児童・生徒	80	170	250	420	100				
パ・コ・ルフ場	一般				400	200		用具 50 1組	一般とは満15歳以上の児童生徒以外の者 薄暮は6/1~9/30のみ設定		
	児童・生徒				200	100					
杉 安 川 仲 島 公 園	野球場	一般	960	1,920	2,400	3,840	960		西都市大字穂北字川仲島地内 両翼 90m 中堅 100m 面積 9,200㎡		
		学生	480	960	1,200	1,920	480				
	プール	幼児		100	100	150			流水プール 9:30~17:00 競泳プール 9:30~20:00 一般とは満15歳以上の児童生徒以外の者		
児童・生徒			200	200	300						
		一般		300	300	450	300				
西 地 区 運 動 場	野球場	一般	960	1,920	2,400	3,840	960	放送設備 720 1試合	西都市大字下三財権現原地内 両翼 91m 中堅 120m 面積 11,880㎡		
		学生	480	960	1,200	1,920	480				
	多目的広場	一般	480	720	960	1,680	480		面積 12,675㎡ 令和4年度より全面天然芝生		
		学生	120	120	240	360	120				

施設	対象	午前	午後	全日	夜間	照明料金等	備考		
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00	18:00~ 22:00				
市 民 体 育 館	全面	一般	1,650	2,200	3,850	4,400	270	照明料(30分) 昼間のみ シャワー 300 10分	西都市大字妻1509番地 開館時間 9:00~22:00 休館日 12/28~1/4 建築面積 2,666㎡
		学生	880	1,100	1,980	2,200	130		
	1/2面	一般	1,100	1,460	2,560	2,930	180		
		学生	580	730	1,310	1,460	80		
1/3面	一般	820	1,100	1,920	2,200	130			
	学生	440	550	990	1,100	60			
市 民 武 道 場	一般	330	440	770	660	半面の使用は半額	西都市大字妻1502番地 開館時間 9:00~22:00 建築面積 497㎡		
	高校生	220	330	550	550				
	児童・生徒	110	160	270					
市 民 弓 道 場	一般	指定管理者の定める額				西都市大字右松2534番地 開館時間 9:00~22:00 建築面積 227㎡ 床面積 219㎡			
	学生								

- ◆ 西都市民以外の方が使用する場合は、料金2倍 (使用料×2倍×1.1)
- ◆ 施設貸出は、使用する前月の1日から (例：5月分は、4月1日から)
- ◆ 料金表の金額は全て税抜き価格

<p><b>料金計算方法</b>                  ( 使用料 + 照明料 + 付帯設備代 ) × 市外 × 消費税                  料金表参照 ↑ 裏面参照 ↑ ↑市外ならば2倍</p>
---

西都市社会体育施設 使用料金表（プロ）

※金額は全て税抜き価格。単位：円

令和4年4月1日 改正

施設	対象	入場料等の有無	早朝	午前	午後	全日	薄暮	夜間	照明料金等
			5:00～ 8:30	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	8:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 22:00	
西都原運動公園	野球場	入場料を徴収する場合	入場料総額の100分の3に相当する額とし、28,000円を最低額とする						照明料 60,000
		入場料を徴収しない場合	9,600						(30分) 17,400
	陸上競技場	入場料を徴収する場合	入場料総額の100分の1に相当する額とし、13,000円を最低額とする						
		入場料を徴収しない場合	4,800						
	屋内練習場	入場料を徴収する場合	入場料総額の100分の3に相当する額とし、27,000円を最低額とする						照明料 26,300
入場料を徴収しない場合		9,550						(30分) 7,900	
投球練習場	プロ		2,500						
	クラブハウス (会議・研修室、談話室)	入場料を徴収する場合		1,600	2,000			2,000	シャワー 300 10分
入場料を徴収しない場合			1,200	1,500			1,500	冷暖房機 100 1時間	
総合公園 清水台公園	多目的広場	入場料を徴収する場合	入場料総額の100分の1に相当する額とし、13,000円を最低額とする						シャワー 300 10分
		入場料を徴収しない場合	10,800						冷暖房機 100 1時間
川中島公園 杉安公園	野球場	入場料を徴収する場合	入場料総額の100分の3に相当する額とし、28,000円を最低額とする						
		入場料を徴収しない場合	9,600						
運動場区 西都地区	野球場	入場料を徴収する場合	入場料総額の100分の3に相当する額とし、28,000円を最低額とする						
		入場料を徴収しない場合	9,600						
多目的広場	プロ	入場料を徴収する場合	入場料総額の100分の1に相当する額とし、13,000円を最低額とする						
		入場料を徴収しない場合	4,800						

施設利用時間

施設	早朝	午前	午後	薄暮	全日	夜間	備考	
西都原運動公園	野球場・陸上競技場・テニスコート	5:00～8:30	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～19:00	8:30～17:00	19:00～22:00	野球場照明使用期間 4/1～10/31
	屋内練習場・投球練習場							
杉安川中島公園	野球場		8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～19:00	8:30～17:00	19:00～22:00	
	プール		9:30～12:30	13:30～17:00	17:30～20:00			
清水台総合公園・西都西地区運動場	5:00～8:30	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～19:00	8:30～17:00			
市民体育館・市民武道場・市民弓道場		9:00～12:00	13:00～17:00			18:00～22:00		

時間延長（1時間あたり）

施設	早朝	午前	午後	薄暮	全日	夜間	備考
西都原運動公園	野球場・陸上競技場・テニスコート	午前の3割	午後の2割	全日の1割		全日の1割	
	屋内練習場		午後の2割	夜間の2割			
	投球練習場	1時間につき450円（学生220円）					
杉安川中島公園野球場・清水台総合公園・西都西地区運動場	午前の3割	午後の2割	全日の1割		全日の1割		
市民体育館		午前の1/3	午後の1/4			夜間の1/4	

付帯施設等の使用料

施設	使用用具等	使用料	備考	
西都原運動公園	野球場	放送設備	720	1試合（スコアボード含む）
		審判用具	480	
		更衣室	480	1団体につき
	ピッチングマシン (屋内練習場用)	中・高・専・大学	1,000	1日の使用料（ピッチングマシン（硬式用）の貸付に関する要領） 西都市スポーツランド推進協議会の備品につき、同協議会に対し、使用申請が必要。市外料金の適用はしない。 原則、市内に宿泊してキャンプ・合宿を行なう野球団体が対象
社会人		2,000		
清水台総合公園	陸上競技場	競技用具一式	360	
	多目的広場	シャワー	300	1回当たり（B面 6台10分、C面 3台各20分）
西都西地区運動場	更衣室・多目的室	冷暖房機	100	1時間当たり（B面 会議室、C面 多目的室1）
	野球場	放送設備	720	1試合
市民体育館・市民武道場・市民弓道場	放送設備	使用料の1/10		
	電気器具の持込			

使用区分の定義

使用区分	定義
一般	学生、児童・生徒、幼児以外の者
学生	高校生以下の児童・生徒
児童・生徒	小学生、中学生、高校生（高校生の区分のある場合は高校生を除く）
幼児	満3歳から小学校就学に至るまで